

新型コロナウイルスの感染拡大による水道料金等の支払い猶予について

令和2年3月18日付けで国から「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について」の通知がありました。内容については、公共料金の支払いが困難な事情がある者に対しては、支払いの猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう要請するというものであります。この通知を受けまして、令和2年3月23日より、新型コロナウイルスの影響に伴う減収等による水道料金等の支払い猶予について、実施しております。

1. 猶予受付方法

- (1)趣 旨 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、「水道料金・下水道使用料金・個別排水使用料金」の支払いが困難な事情がある者に対して、その置かれた状況に配慮し、支払いの猶予等、迅速かつ柔軟に対応するものとする。
- (2)対 象 者 個人・法人のすべてのお客様のうち、以下に該当する者
新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、新型コロナウイルスの影響により収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道使用料金の支払いが困難になった方。
- (3)猶予期間 個々のケースによって猶予期間を設定
- (4)申込方法 [一期目] 電話及び窓口での相談申し込み（申請書と添付書類は不要）
[二期目以降] 猶予申請書、添付書類 ※分納の場合、分割納入誓約書
- (5)必要書類 ①申 請 書
(2期目以降) ②添付書類 ・給与明細書、通帳等で収入減額を比較できるもの
・失業保険受給者証等
③別途様式 ・分割納入誓約書
- (6)受付場所 第2庁舎 水道お客様センター

2. 現在の相談受付状況

- (1)令和2年7月31日現在、合計50件の猶予申込がありました。
- (2)猶予合計金額は、557,752円（水道料金・下水道使用料）となりましたが、特別定額給付金（10万円/人）等の支給を受け、猶予分の支払いをする方もおり、令和2年7月31日現在、猶予における影響額としましては、227,400円となっております。